

千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県産業振興センター理事長（以下「理事長」という。）が、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める地域課題解決型起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の実施にあたって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 補助金は「起業支援金」と同義として扱う。

(2) 社会的事業

地域活性化関連事業、まちづくり推進関連事業の分野において、地域課題の解決に資する事業であり、次に掲げる「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用※」の全てに該当するものをいう。

- ① 事業を行う地域社会が抱える課題の解決に資する事業。（社会性）
- ② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。（事業性）
- ③ 事業を行う地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。（必要性）
- ④ 起業等をする者の生産性向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（デジタル技術の活用）

※「デジタル技術」とは、キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等、起業をする者の生産性向上、機会損失の解消、顧客の利便性向上、商品サービスの高付加価値化に資するとともに、時間や場所等の制約を克服し、地域のデジタル社会の形成を促進する技術をいう。

(3) Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野

「地域活性化関連事業分野」又は「まちづくり推進関連事業分野」のいずれかに該当し、かつ未来技術を活用した新たな社会システムづくり等の、高い付加価値の産出が期待される事業分野。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 内閣府地方創生推進事務局の定める県内条件不利地域（以下「県内条件不利地域」という。）に居住している者又は起業支援事業の補助事業期間完了

日までに県内条件不利地域に居住することを予定している者。

(2) 次のいずれかに該当する者。

(ア) 起業支援金の公募開始日から補助事業期間完了日までに個人事業の開業届若しくは、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者。ただし、起業支援金の公募開始日より前に、既に設立されている法人、開業届出がなされている個人事業主にあつては、既存事業と異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行う者も含む。

(イ) 起業支援金の公募開始日から補助事業期間完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野において、事業承継又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

(3) 千葉県税を滞納していないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員が事業主または役員となっている者。
- ② 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。
- ③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者。
- ⑤ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。
- ⑥ 自らの利益を得る等の目的で、暴力団(員)を利用した者。
- ⑦ 役員等が、暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。

(7) その他、理事長が補助金を交付することが不相当と認める者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助事業の対象とする事業内容(以下「補助対象事業」という。)は前条に規定する補助対象者が行う事業で、次の全てに該当するものとする。

- (1) 県内条件不利地域において新たに起業する社会的事業、又は県内条件不利地域で、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野において事業承継又は第二創業により実施する社会的事業。
- (2) 起業支援金の公募開始日以降、補助金の交付決定を受けた事業の事業期間完了日以前に新たに起業、若しくは Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野において事業承継又は第二創業により実施する社会的事業。
- (3) 事業を運営することを予定している所在地の属する市町（以下「事業実施市町」という。）から事業内容について社会的事業として適切である旨の推薦書を得ている事業
- (4) 公序良俗に反しない事業。
- (5) 補助金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でない事業

（補助対象経費）

第5条 補助対象事業に係る経費の区分（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の交付及び額）

- 第6条 理事長は、補助事業者が補助対象事業を行った場合に、当該補助対象者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、200万円を上限とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業について次に掲げる交付要件を備えていない場合は、この要領に基づく補助の対象としないものとする。
 - (1) 交付を決定した日からその年度の2月1日までに終了する（実績報告を含む）事業であること。
 - (2) 国など他の機関から同種の補助を受けていないこと、又は受ける見込みのないこと。
 - (3) 補助金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、理事長が定める期日までに、地域課題解決型起業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）により申請するものとする。

- 2 前項に基づき申請にあたっては、次に掲げる事項を条件とする。
 - (1) 県内条件不利地域内の事業実施市町を經由し、理事長に申請するものとする。
 - (2) 補助金交付申請書(第1号様式)の留意事項について同意しなければならない。
 - (3) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下、「仕入控除税額」という。)がある場合には、当該仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。
 - (4) 次の書類を添付するものとする。
 - (ア) 暴力団排除及び性風俗関連特殊営業に該当しないことに関する誓約書(第2号様式)
 - (イ) 事業を行う県内条件不利地域の市町発行の「地域課題解決型起業支援事業補助金に係る推薦書」(第3号様式)
 - (ウ) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定を行い、地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定を行ったときは、申請者を推薦した事業実施市町に対して当該申請に係る補助金の交付の可否について通知する。
 - 3 理事長は、補助金の交付決定を行うに当たっては、あらかじめその内容及び補助金の適否について審査委員会に意見を聴かななければならない。
 - 4 審査委員会は、金融機関、起業経験者、学識経験者、商工団体等から構成され、社会的事業に知見を有する者により組織されるものとする。
 - 5 事業の採択基準は、原則として、次に掲げる観点から総合的に行うものとする。
 - (1) 地域社会が抱える課題の解決に資する事業。(社会性)
 - (2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。(事業性)

(3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。(必要性)

(4) 起業等をする者の生産性向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。(デジタル技術の活用)

(補助金の交付の条件)

第9条 理事長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 補助対象事業を行うために締結する契約に関する事項、その他補助対象事業に要する経費の使用方法に関すること。

(2) 補助対象事業の完了により、当該補助対象事業者に相当の収益が生じた場合は、地域課題解決型起業支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書(第8号様式)により報告し、その交付した補助金の全部又は一部をセンターに納付すべきこと。

(申請の取下げ)

第10条 補助金交付決定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面により行わなければならない。

(補助対象事業の内容等の変更)

第11条 補助事業者は、申請内容又は補助対象事業の内容若しくは経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ地域課題解決型起業支援事業補助金に係る変更(承認申請・届出)書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 軽微な変更とは、補助金の増加を伴わないもので、次に掲げるものをいう。

(1) 補助対象経費の20%以内の減少となる内容の変更をするとき

(2) 補助対象経費の各経費区分の20%以内の増加となる内容の変更をするとき

(3) 補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内で経費の配分を変更するとき

(4) 補助対象事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更するとき

- 3 理事長は、第1項の承認を行うに当たっては、必要に応じて審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 その他、理事長が必要としたときは、速やかに変更の届け出をすること。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域課題解決型起業支援事業補助金に係る中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに地域課題解決型起業支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書(第7号様式)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は補助金交付決定のあった日の属する年度の2月1日のいずれか早い日までに地域課題解決型起業支援事業補助金に係る補助事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が居住する市町の住民票の写し
- (2) 申請者の個人事業開業届出書若しくは履歴事項全部証明書の写し
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 理事長は、実績報告があったときは、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域課題解決型起業支援事業補助金確定通知書(第10号様式)により通知する。

(交付決定の取消等)

第16条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条、第4条及び第6条第3項に定める要件を満たさなくなったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他関係法令及び規則又はこの要領に基づく理事長の指示に違反したとき。
 - (5) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立、会社更生手続開始申立、会社整理開始申立及び特別精算開始申立の事実が生じたとき。
 - (6) その他、交付の決定後生じた事情の変更等により助成対象事業を継続する見込みがなくなったとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。
 - 3 理事長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
 - 4 理事長は、補助対象事業の交付決定が取り消されたときは、事業実施市町へ通知する。また、補助事業者が、千葉県が行う「UIJ ターンによる起業・就業者創出事業補助金」の補助を受けた者である場合には、当該補助金の交付決定を行った市町へも併せて通知する。
 - 5 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された者に損害が生じた場合、公益財団法人千葉県産業振興センターは賠償の責めを負わない。

(補助金の請求)

第17条 補助金の交付は、精算払によるものとする。

- 2 補助金の精算払いを受けようとするときは、補助金確定通知を受領したのちに、地域課題解決型起業支援事業補助金精算払請求(第11号様式)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 本要領第16条に規定する交付決定の取消をした場合において、理事長は、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 理事長は、補助事業者が補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(取組状況報告及び最終報告)

第19条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日の属する年度の翌年度以

降5年間、各年度末の翌月20日までに地域課題解決型起業支援事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書(第8号様式)により理事長に報告しなければならない。

なお、申請者の状況変更は、変更事由が生じた後、速やかに理事長へ報告すること。

(加算金及び延滞金)

第20条 理事長は、本要領第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額に理事長が定める割合を乗じて計算した加算金を徴収することができる。

2 理事長は、本要領第18条の規定により補助金の返還を命じられた者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき理事長が定める割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

(補助金に係る経理等)

第21条 補助事業者は、経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了(補助対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)日の属する年度の終了後5年間、理事長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した施設及び備品等(以下、「取得財産等」という。)について、補助対象事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

3 理事長は、当該取得財産等が理事長の定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(知的財産権の帰属)

第23条 本事業の実施により補助事業者が生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原則として補助事業者に帰属するものとする。

(立入検査等)

第24条 理事長は、補助対象事業の適正を期すために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(規則との関係)

第25条 補助金の交付は、千葉県補助金等交付規則(昭和32年9月20日千葉県規則第53号)に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(その他)

第26条 理事長は、この要領に定めるもののほか、補助対象事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成31年4月4日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（5条関係）

補助対象経費
ア 設立登記費等
イ 広報費（※1）
ウ 店舗借入費（家賃限定、管理費・共益費等は除く。）
エ 原材料・消耗品費
オ 設備費（機械装置又は工具器具の調達費用、リース・レンタル可。） （汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く。）
カ 外注加工費（補助対象経費合計額（税抜き）の50%以内）（※2）
キ 専門家謝金・旅費
ク 委託費（補助対象経費合計額（税抜き）の50%以内）（※2）
ケ 事務費（会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費等）
コ 産業財産権等関連経費
サ その他理事長が特に必要と認める経費
※1 展示会出展経費の場合は小間代限定で補助金対象経費合計額（税抜き） の30%以内
※2 外注加工費及び委託費の合計は助成対象経費合計額（税抜き）の50%以 内